

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方や資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実こそ、企業価値を高めるための重要な経営課題であると認識しております。コーポレート・ガバナンスの充実のためには、株主の権利の保護、企業の社会的責任の自覚、経営の監視が不可欠であると考えております。まず、株主の権利の保護につきましては、株主総会の早期開催、招集通知や議決権行使のIT化、招集通知の早期送付等を実施することで株主が総会に参加しやすい環境の整備を行っていくことが必要であると考えております。次に企業の社会的責任につきましては、コンプライアンス体制の整備、上場会社としての充実した情報開示体制の整備を行うことで企業の透明性を高める必要があると考えております。そして、経営の監視については、取締役会、監査役及び監査役会がそれぞれの役割に応じた監督・監視機能を発揮させることで業務執行の効率化、適法性及び会計処理の信頼性が担保されるものと考えております。当社としましては、以上の各施策を実施していくことでコーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいりたいと考えております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

#### 【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本電気株式会社	7,410,000	51.00
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	745,000	5.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	554,400	3.82
MELLON BANK, N.A. TREATY CLIENT OMNIBUS	468,800	3.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	235,300	1.62
NECモバイルリング従業員持株会	219,900	1.51
MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	123,900	0.85
野村信託銀行株式会社(投信口)	119,600	0.82
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	114,200	0.79
株式会社光通信	104,900	0.72

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
親会社	日本電気株式会社(上場:東京、大阪、名古屋、札幌、福岡)
連結子会社数	10社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社である日本電気株式会社(以下「NEC」)を中核とした企業集団であるNECグループに属しております。当社の非常勤取締役と非常勤監査役は親会社の従業員であります。当人の知識、経験及び総合的な能力をもって当社の経営に貢献できるとの判断により、当社が招聘したものであります。当社の意思決定において親会社の承認を得ることはないことから、当社は親会社から一定の独立性が確保されていると考えております。

(支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針)

当社は、親会社との取引条件についても、一般の取引先と同様に市場価格等を参考とした合理的な範囲で決定しております。また、重要性の高い取引については、必要に応じて社内規程等に基づく承認を経て取引条件を決定しております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数 <small>更新</small>	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <small>更新</small>	2名

#### 会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
佐藤 慶太	他の会社の出身者					○			○	
松倉 肇	他の会社の出身者	○		○	○	○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
佐藤 慶太	独立役員	長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した立場から当社の経営に対する監督及び助言が期待できるため。
松倉 肇	親会社に勤務中	当社の親会社において長年にわたり経営企画業務に携わっており、その経歴を通じて培われた知識と経験に基づき、当社の経営に対する監督及び助言を期待できるため。

#### その他社外取締役の主な活動に関する事項 更新

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	4名

#### 監査役と会計監査人の連携状況

監査役と会計監査人は、監査の年間予定、監査方針、監査実施状況及び監査結果等につき定期的に打合せを行い連携をとっております。

#### 監査役と内部監査部門の連携状況

監査役と監査部は業務報告等で定期的に情報交換を行うことで連携しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
福田 和樹	他の会社の出身者	○	○						○	
橋本 副孝	弁護士								○	
川上 耕毅	他の会社の出身者	○		○	○	○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
福田 和樹	2010年6月までNECソフト株式会社の執行役員として勤務	親会社及びその子会社において、長年にわたり経理業務に携わっており、その経歴を通じて培われた知識と経験を有しているため。
橋本 副孝	独立役員	長年にわたる弁護士としての豊富な経験と高い専門的知識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため。
川上 耕毅	親会社に勤務中	親会社及びその子会社において、長年にわたり事業企画業務に携わっており、その経歴を通じて培われた知識と経験を有しているため。

その他社外監査役の主な活動に関する事項 [更新](#)

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 <a href="#">更新</a>	その他
--	-----

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

取締役の報酬額を、固定報酬と業績報酬で構成し、業績を一部反映させている。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、営業報告書(事業報告)
開示状況	社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

第38期事業年度に取締役を支払った報酬60百万円(うち社外取締役に支払った報酬1百万円)

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役をサポートする専任の担当者はおりませんが、総務人事部法務室が必要に応じてサポートしております。なお、取締役会付議事項については、付議内容に応じて事前にその内容を説明しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 **更新**

### ＜現状の体制の概要＞

当社のガバナンス体制は、社外取締役2名を含む合計7名の取締役に構成する取締役会と、社外監査役3名を含む合計4名の監査役に構成する監査役会にて運営しております。また、取締役会の諮問機関として、アドバイザリーボードを設置しております。アドバイザリーボードは、経営の透明性と客観性を確保することを目的として、社外の有識者を主体として構成され、当社のコーポレートガバナンス等に係る重要な事項について助言や提言を受けております。

### ＜業務執行、監督機能の充実に向けたプロセス＞

当社は、執行役員制度を導入しております。重要な業務執行については、執行役員で構成する経営執行会議にて事前審議を行ったうえで取締役会に付議しております。経営執行会議は原則月2回開催しております。また、当社のコンプライアンスおよびリスク管理については、コンプライアンス基本規程およびリスク管理基本規程の制定ならびに執行役員で構成されるコンプライアンス委員会の定期的な開催等に対応しております。

監査の状況につきましては、内部監査部門として監査部を設置しており、人員は7名となっております。監査部においては、会計、業務及びコンプライアンスの監査を実施しております。会計監査については、第37期事業年度から、あずさ監査法人が担当しており、所属する継続監査年数が7年未満の次の公認会計士が実施しております。

指定社員 業務執行社員 福田 秀俊  
指定社員 業務執行社員 田名部 雅文  
指定社員 業務執行役員 栗田 渉

### ＜監査役の機能強化に関する取組状況＞

監査役監査体制については、当社の監査役会は4名で構成し、その内3名を社外監査役としております。社外監査役の内1名は財務・会計に関する知見を有しております。常勤の監査役は、社内における重要な会議に出席するとともに、月1回社長との定期的なミーティングを実施しております。また、内部監査部門の間では、定期的な情報交換を行うことで連携を図るとともに、監査役が必要に応じて弁護士その他の専門家の助言および協力を得ることができる体制を構築しています。

### ＜独立役員の確保の状況＞

独立役員として社外取締役1名および社外監査役1名を選任しております。

### ＜現状の体制を採用している理由＞

当社は前述しました、アドバイザリーボードの設置、執行役員制度の導入、内部監査部門による監査体制、監査役監査体制および独立役員の選任を通じて、経営に対する監視・監督機能を実効的に果たしていると考えております。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	概ね株主総会日の3週間前に発送
集中日を回避した株主総会の設定	概ね集中日の1週間前に開催
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる行使が可能
その他	自社ホームページにおいて招集通知を掲載

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会、中間決算説明会を定期的で開催	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、財務情報、決算説明会のビデオ等を掲載	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR室を設置	
その他	アナリスト・機関投資家との個別ミーティングを実施	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	NECモバイリング行動規範において規定
環境保全活動、CSR活動等の実施	地域の環境保全活動への参加
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	NECモバイリング行動規範において規定

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 一、当社は、取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針を次のとおり決定し、今後、本基本方針にそって体制を整備します。
- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
(1) 当社の経営理念である「モバイル・マルチメディアをとおして、世界の人々が、いつでも、どこでも相互に理解を深め、個性を十分に発揮し合う活き活きとした社会の実現に貢献する」ため、当社は「NECモバイリング行動規範」を当社の取締役及び従業員に周知徹底し、企業倫理と遵法精神の推進と定着を図る。  
(2) 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、法令、社内規程及び企業倫理の遵守（以下「コンプライアンス」という）に関する基本方針を立案し、コンプライアンス体制を推進する。  
(3) 当社は、CSR推進部及び社内内外に窓口を設けた内部通報制度「NECモバイリングヘルプライン」を設置してコンプライアンス体制を推進するとともに、監査部等による定期的な内部監査活動を通じて、コンプライアンス体制の見直しを行う。  
(4) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、全社を挙げて毅然とした態度で臨むものとする。
  - 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
(1) 当社は、取締役の職務の執行に係る重要な意思決定や報告に係る文書の作成、保存期間及び廃棄に関して、法令に定めがあるものは法令に従い適正に管理するとともに、法令に定めのないものについては、管理部門、管理方法、保管期間及び廃棄方法等を定めた文書管理規程に基づき管理する。  
(2) 当社は、情報セキュリティ方針に掲げた理念を実現するため、情報セキュリティ基本規程に基づき、情報セキュリティ体制を確立しています。情報セキュリティに関する重要な事項については、情報セキュリティ委員会が審議し、情報セキュリティレベルの維持向上に努めています。  
(3) 当社は、個人情報保護方針及び個人情報保護規程等により確立した個人情報保護体制により、個人情報を適切に管理する。  
(4) 当社は、企業秘密管理規程に基づき、企業秘密を適切に管理する。
  - 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
(1) 当社は、リスク管理基本規程及び経営危機対応規程に基づき、全社のリスク管理の基本方針及びリスク管理体制を定めて、ガイドライン、研修及び定期的な監査等を通じてリスク管理を行い、その管理状況について担当執行役員から定期的に取締役会で報告する。  
(2) 経営判断に関するリスクについては、必要に応じて弁護士、公認会計士などの外部の専門家の助言を受け、関係部門において分析及び対策を検討する。  
(3) コンプライアンス委員会は、リスク管理体制の構築等リスク管理に関する重要な事項について審議を行う。  
(4) CSR推進部は、全社のリスク管理体制の最適化及び効率化を図るため必要な支援を行う。  
(5) リスク管理の観点から特に重要な案件については、経営執行会議等で十分な審議を行ったうえで、取締役会に付議する。  
(6) 会社に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合には、経営危機対応規程に従い直ちに対策本部を設置し、情報の収集及び対応策の検討等を行う。
  - 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
(1) 当社は、執行役員制度を導入し、取締役会において執行役員の権限と義務を定めて、意思決定のプロセスを簡素化し迅速な意思決定を行う。  
(2) 当社は、承認・起案処理規程に基づき従業員の職務の執行についての行使基準を定め、重要な職務執行については、執行役員で構成する経営執行会議による審議を経て、取締役会において意思決定を行う。なお、取締役会は毎月1回定期的に開催し、必要に応じて臨時に開催する。
  - 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
(1) 当社の子会社に対して、取締役等を派遣するとともに、子会社を担当する執行役員及び事業部門を通じて、子会社に適正な業務執行の指導を行う。また、子会社の重要な業務執行については当社の取締役会付議事項とし、執行状況について定期的に取締役会へ報告させるとともに、当社の監査役による監査を行う。  
(2) 当社は、親会社の監査役による定期的な監査を受け入れ、当社と親会社間の取引を含む業務全般の適正性の監査を受けるとともに、親会社のコンプライアンス担当部門と情報交換を行い、コンプライアンス上の課題の共有化をはかる。  
(3) 当社監査役は、当社と親会社間の取引を含む業務全般の適正性の確保のため、監査に関して親会社の監査役と意見交換を行い、連携をはかる。  
(4) 当社は、当社及び当社の子会社の財務報告の信頼性及び親会社の連結財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築する。また、財務報告に係る内部統制システムの質的な向上をはかるため評価維持、改善等を継続的に行う。
  - 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
当社は、監査役への求めがあった場合には、監査役会及び監査役の業務を補助すべき従業員を任命する。
  - 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役及び監査役会を補助する従業員の監査役補助業務は、監査役の指揮命令で行う。また、当該従業員の任命、解任、人事考課等については、事前に監査役の意見を求め、必要によっては、監査役は変更を申し入れることができる。
  - 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
(1) 取締役及び従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告する。
    - ・全社的に影響を及ぼす重要事項に関して決定した内容
    - ・担当部署が行う内部監査の結果
    - ・内部通報制度による通報の状況
    - ・会社の業務又は財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上又は財務上の問題(2) 取締役及び従業員は、次の事項を定期的に監査役に報告する。
    - ・会社の内部統制に関わる部門の活動概要
    - ・会社の重要な会計方針・会計基準及びその変更
    - ・業績及び業績見込みの外部発表内容、重要開示書類の内容(3) 取締役は、前各項の事項を、取締役会、経営執行会議等で監査役に定期的に報告し、緊急の報告が必要な場合は直ちに報告する。  
(4) 監査部長は、内部監査の結果を定期的に監査役に報告する。  
(5) CSR推進部長及び総務人事部長は、「NECモバイリング行動規範」に違反する事実があると認めた場合は、直ちに監査役に報告する。  
(6) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。
  - その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
(1) 監査役が、業務執行に対する監査を効率的に行うために、以下のことを行うことができる。
    - ・取締役会、経営執行会議、コンプライアンス委員会その他重要な会議への出席と意見陳述
    - ・取締役及び従業員からの業務の執行に関する報告の聴取
    - ・重要な会議の議事録、稟議書その他の業務執行に関する書類の閲覧及び調査
    - ・重要事項に関する監査役からの取締役会への報告(2) 取締役及び従業員は、監査役からその業務執行に関する事項の報告をもとめられた場合、速やかに当該事項につき報告を行う。

(3) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、監査部や法務室等に所属する従業員の補助、もしくは弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを任用することができる。

## 二、反社会的勢力排除に向けた基本方針

### 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

(1) 私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、「金を出さない」「利用しない」「恐れない」を基本原則に、一切の関係を遮断し、会社を挙げて毅然とした態度で臨みます。

(2) 私たちは、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為は、会社として一切行いません。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) NECモバイリング行動規範第2章4項で「反社会的行為への関与の禁止」として、反社会的勢力排除に向けた基本方針を定めております。

(2) 反社会的勢力による不当要求への対応については、総務人事部が統括し、不当要求防止責任者を設置しています。

(3) 当社は、神奈川県企業防衛対策協議会の会員となっており、定期的な連絡会への出席や問い合わせ等を通じて反社会的勢力に関する情報の収集を行っております。

(4) 当社は、民事介入暴力対応に実績のある弁護士を顧問弁護士として、反社会的勢力からの不当要求等についての相談及び対応窓口としています。なお、顧問弁護士等を講師として、反社会的勢力排除をテーマとするコンプライアンス研修を定期的実施しています。

## V その他

### 1. 買収防衛に関する事項

当社は買収防衛策を導入していません。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

—

